

富士市役所には施設を含めて2,297人の職員が働いています

# 富士市職員

## 昭和57年4月1日現在

公務員の給与問題が新聞紙上をにぎわしています。

「地方公務員は給料がいい」そんな声をよく耳にします。みなさんの中には、「富士市の状況はどうなっているだろうか」と関心をお持ちの人も多いと思います。

そこで、市は、昭和56年12月25日付の富士市公報で職員給与の状況を公表しましたが、さらにみなさんに、職員給与の実態を知っていただくため、「広報ふじ」で公表することとしました。なお、今回の公表にあたっては、昭和57年4月1日現在を基準としました。

### 38歳（妻と子ども2人）で 22万8,510円

企業でいえば、健康保険と厚生年金をあわせたものに相当します。

**問1** 富士市職員の給与の水準は、どれ位でしょうか。

**答え** まず、このページの表1をご覧ください。富士市職員のうち一般行政職の平均年齢は37歳11ヵ月で、給料並びに諸手当を含めた平均給与は、月額24万3,880円です。

表1 職員の平均給料、手当額、年齢状況（昭和57年4月1日現在）

区分 職種	給料月額	扶養手当	調整手当	合計	年齢
一般行政職	230,098 <sup>円</sup>	6,590 <sup>円</sup>	7,192 <sup>円</sup>	243,880 <sup>円</sup>	37 <sup>歳</sup> 11 <sup>月</sup>
技能労務職	209,387	5,566	6,449	221,402	45 3

表2 38歳（4人家族）の手取り額（例）

支給総額(A) (給料) (扶養手当) (調整手当) (通勤手当) (住居手当)	230,098円 + 19,000円 + 7,472円 + 5,100円 + 3,000円 = 264,670円
法定控除額(B) (市県民税) (所得税) (共済掛金)	8,990円 + 6,350円 + 20,820円 = 36,160円
手取り支給額 (A - B)	= 228,510円

- (注)1. 給料は、昭和57年4月1日現在の平均月額です。  
 2. 調整手当は、給料へ扶養手当を加えた額に $\frac{3}{100}$ を乗じて得た月額です。  
 3. 通勤手当は、片道5kmで自家用車等を使用している場合。住居手当は、持家とした場合です。

もう少し分かりやすくするために、38歳で4人家族（妻と子ども2人を扶養）の場合を例にあげて説明します。

38歳の一般行政職の平均給与は、給料月額23万98円で、これに扶養手当1万9,000円（妻1万2,000円、子ども7,000円）調整手当7,472円、通勤手当5,100円、住居手当3,000円を加えて、支給総額は26万4,670円となります。

これから、市県民税8,990円、所得税6,350円、共済掛金2万820円を差し引くと、手取り支給額は22万8,510円となります。（表2参照）

なお、共済掛金というのは、民間

**問2** 職員の初任給は、どのようになっているのでしょうか。

**答え** 表3のとおり大学卒が11万2,600円で、短大卒が10万1,900円、高校卒が9万4,700円です。職員の給与等は、条例ですべて定められており、議会の議決を経なければ、1円たりとも支出することはできません。

給料は、条例に定められた給料表（3ページの表4）によって支払われます。初任給をこの給料表にあてはめてみると、高校卒が6等級6号給、短大卒が6等級8号給、大学卒が6等級10号給ということになります。以後、1年経過するごとに普通昇給の場合1号給ずつ上っていきます。

表3 職員の初任給の状況（昭和57年4月1日現在）

学歴	大学卒	短大卒	高校卒
給料月額	112,600 <sup>円</sup>	101,900 <sup>円</sup>	94,700 <sup>円</sup>



# の給与公表



**問3** 職員数の状況は、どのようになっていますか。

**答え** 昭和57年4月1日現在の全職員数は、2,297人です。これを5年前の昭和53年4月1日の職員数と比べると32人減少しています。

その内訳は表5のとおりであり、この5年間のうちで減少したところは、教育部門が70人、その他の部門で18人となっています。

教育部門の減員要因は、製パン所の廃止にともなうもののほか、小・中学校の警備や給食業務等の部門の合理化によるものです。

その他の部門については、事務の合理化、機械化や一部委託等によるものです。一方、増えたところは、土木・建設部門が27人、消防部門が11人、病院部門が18人と、いずれも現業部門が主となっています。

特に、土木・建設部門での増員要因は、公共下水道の整備普及に重点的に取り組むための下水道施設の設計要員の増員や西部浄化センターの運転開始、あるいは、今まで県の所管だった建築指導業務の市への移管にともなう増員があげられます。

消防部門では、富士見台分署を新設したことによる要因です。

また、病院部門では、地域の基幹病院として中央病院を充実させるため整形外科・脳外科など、診療科目

表4. 行政職給料表及び等級別標準職務

(昭和57年4月1日現在)

等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級
標準職務	部長	課長 所長	課長補佐 主任幹事	係長 主任	主事 技師	主事補 技師補
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	230,200	197,200	174,900	138,900	108,100	81,000
2	239,800	204,800	182,200	145,300	113,800	83,400
3	249,500	212,700	189,700	151,800	120,000	85,900
4	259,200	220,900	197,200	159,000	126,300	88,700
5	269,200	230,200	204,800	166,300	132,600	91,500
6	279,200	239,800	212,700	173,600	138,900	94,700
7	289,200	249,500	220,700	180,900	145,300	98,200
8	298,900	259,200	228,700	188,400	151,800	101,900
9	309,100	269,200	237,000	195,900	158,400	106,900
10	321,600	279,200	245,300	203,400	165,300	112,600
11	334,100	289,200	253,600	210,900	172,400	118,900
12	346,600	298,900	262,000	218,500	179,400	125,000
13	359,000	308,600	270,200	226,100	186,300	131,100
14	371,400	318,000	278,400	233,800	193,100	137,300
15	383,700	327,200	286,600	241,600	199,700	143,700
16	396,000	336,100	294,700	249,500	206,200	149,800
17	408,100	343,900	302,400	257,400	212,700	155,800
18	417,500	350,000	309,900	265,100	219,100	161,800
19	423,600	356,100	316,000	272,100	225,200	166,800
20	429,700	361,000	321,700	278,900	231,100	171,800
21	435,300	365,900	326,100	284,400	236,500	176,700
22	440,100	370,200	330,400	289,400	241,700	181,600
23		374,500	334,400	293,600	245,600	186,400
24			338,400	297,800	248,900	190,700
25			342,200	301,700	252,000	194,800
26			346,000	305,600		
27				309,300		
28				313,000		

(注)1.表3、表4の適用を受ける代表的な職員は、本庁の各課、各出先機関等に勤務する一般行政事務に従事する者(一般行職)です。医師、医療技術者、看護婦等及び高校教諭は除かれています。

2.表4の標準職務欄の職名は、それぞれの等級に該当する一般行政職の代表的な例です。

表5. 職員数の比較

(昭和57年4月1日現在)

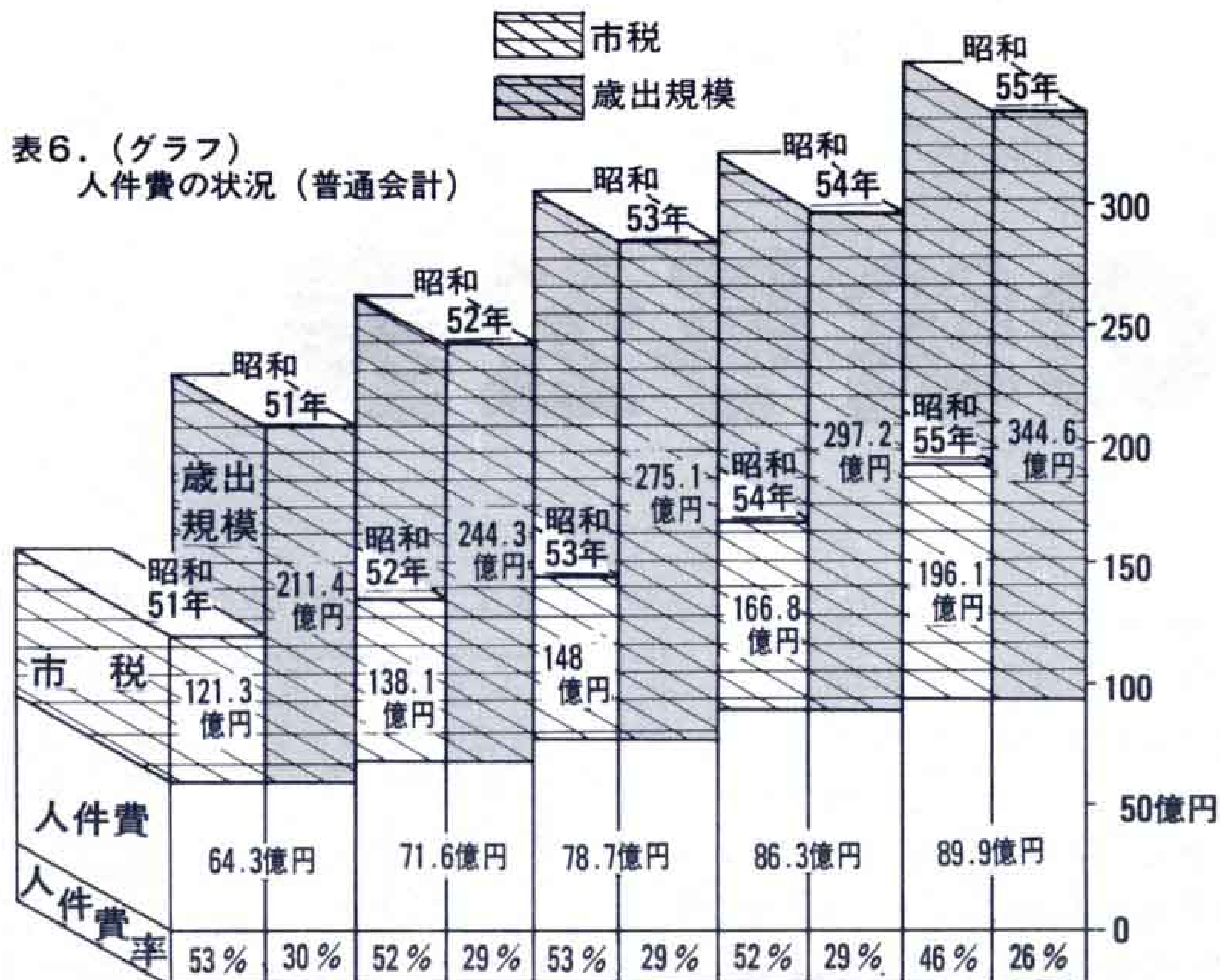
部門別	昭和53年	昭和57年	増減
議会	15	15	0
総務(税務を含む)	362	359	△3
民生・福祉	392	391	△1
衛生	214	206	△8
商工・農林	100	95	△5
土木・建設	186	213	27
合計	2,329	2,297	△32

(注) 県費負担職員及び、他に出向中の職員並びに休職等の者は、上記人員には含みません。



市税  
歳出規模

表6. (グラフ)  
人件費の状況 (普通会計)



を増設し、医師・看護婦等を増員したことによるものです。

現在、市は、新病院の建設や公共下水道、東部処理場の建設など、大規模な事業に重点的に取り組んでいますので、これらの事業に従事する職員が必要となりますが、職員の増員を極力ひかえ、事務事業の合理化や職員配置の見直し等に努めています。

問4 普通会計に占める人件費の割合は、どうなっていますか。

答え 普通会計歳出決算に占める人件費の割合並びに、市税収入に対する人件費の割合と推移は表6 (グラフ) のとおりです。

一般会計歳出に占める人件費の割合は、昭和51年度が30%、昭和55年度が26%と過去5年間で年々低下しています。一方、市税に対する人件費の割合も、昭和51年度の53%から昭和55年度の46%となっており、職員の削減等により、歳出及び市税の伸びに比べて、人件費の伸びはやや低下しています。

表7は普通会計決算による一般職の職員給与費の状況です。昭和55年度においては、1,900人の職員に対して支払われた給与の総額は、扶養手当や期末・勤勉手当を含めて、73億5,068万6,000円になります。これを職員1人あたりにすると年額386万8,000円になります。

問5 市長など三役の給与や議員の報酬と職員の期末勤勉手当(ボーナス)の支給率は、どのようになっていますか。

答え 特別職である市長など三役の給与や議員報酬並びに手当の支給額は条例で定められており、その改定にあたっては、富士市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会に条例の改正を提案し審議可決され決定します。(表8参照)

一般職の職員に支給される期末勤勉手当(ボーナス)の支給率は、表9のとおりです。

表7. 職員給与費の状況 (普通会計)

各年度決算資料

区分	職員数 (A)	給与費				1人あたりの給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計 (B)	
51年度	1,848	3,348,641	596,989	1,537,012	5,482,750	2,967
52年度	1,912	3,678,742	671,183	1,674,819	6,024,744	3,151
53年度	1,927	4,017,345	742,965	1,835,013	6,595,323	3,422
54年度	1,891	4,245,773	844,497	1,944,889	7,035,159	3,720
55年度	1,900	4,453,363	849,984	2,047,339	7,350,686	3,868

(注) 1.表6、表7の普通会計には、病院、水道などの公営企業会計及びその他の特別会計は含みません。

2.表7の職員手当には、退職手当は含みません。

問6 職員の退職手当は、どのように支給されますか。

答え 退職時の給料月額(表4 行政職給料表…)に自己都合、勧奨などの退職理由により、勤続年数による支給率を乗じて得た額が支給されます。(表10参照)

昭和56年度の退職者の1人当り平均支給額は、自己都合106万7,639円(平均勤続年数5年2月)、勧奨1,244万9,771円(平均勤続年数22年4月)となっています。

表9. 職員の期末、勤勉手当の状況

(昭和57年4月1日現在)

手 期 末 ・ 勤 勉 当 手 当	(昭和56年度支給割合)		
	勤続年数	期末手当	勤勉手当
	6月期	1.4月分	0.6月分
	12月期	2.1月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	
	計	4.0月分	1.2月分

表8. 特別職の報酬等の状況 (昭和57年4月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 715,000円
	助役 590,000円
	収入役 525,000円
報酬	議長 480,000円
	副議長 430,000円
	議員 385,000円
期末手当	(昭和56年度支給割合)
	市長助役収入役
手当	(昭和56年度支給割合)
	議長副議長議員

表10. 職員の退職手当支給率

(昭和57年4月1日現在)

勤続年数	区分	支給率	
		自己都合	勸奨
20年		20.1	37.8
30年		41.25	59.4
35年		48.125	69.3
最高限度		60.0	70.0